

次世代育成支援対策推進法に基づく  
一般事業主行動計画（第一期）

株式会社リニエシ  
(令和3年12月28日策定)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月1日 ～ 令和6年7月31日までの2年7か月間

2. 内容

目標1：計画期間内に男性の育児休業等の取得を実現するため、育児休業等取得促進策の検討を行い導入する。

<対策>

- 令和4年1月～ 育児休業等促進策の検討に着手
- 令和4年2月～ 育児休業等促進策を決定
- 令和4年3月～ 育児休業等促進策を位置づけた社内規程を社員に周知  
対象社員へ個別の制度周知・利用促進

目標2：計画期間内に、所定外労働を削減するための制度を導入する。

<対策>

- 令和4年1月～ 所定外労働を削減するための措置の検討に着手  
外部の無料相談窓口の活用を検討
- 令和4年3月～ 所定外労働を削減するための措置を決定  
外部の無料相談窓口の活用を決定
- 令和4年4月～ 外部の無料相談窓口を設置し社員に周知
- 令和4年5月～ 所定外労働を削減するための措置を導入し社員に周知
- 令和5年7月～ 所定外労働の削減目標を定め社員に周知  
組織のトップから長時間労働是正に関する強いメッセージの発信